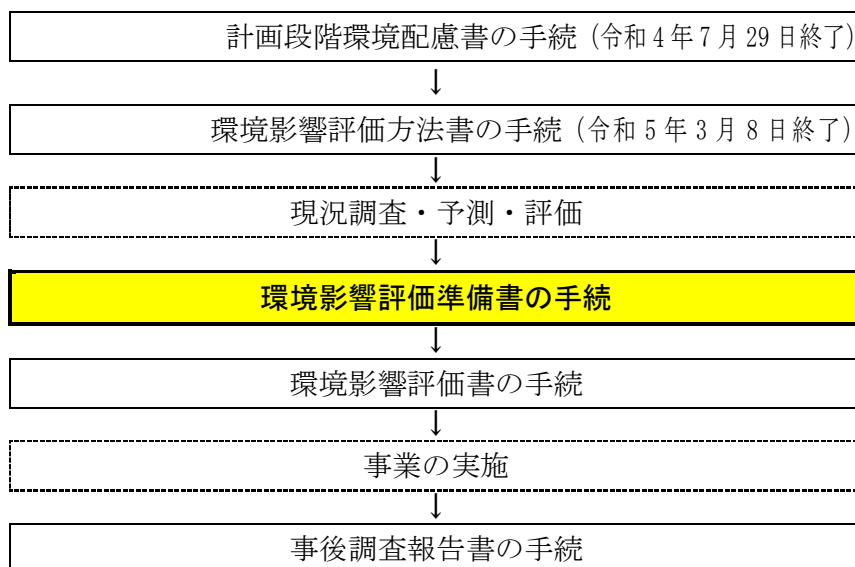


「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 1 類事業※）

※ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が 50,000 ㎡以上であり、かつ、建築物の高さが 31m を超えるものに限る。）

1 京都市環境影響評価等に関する条例による手続の流れ



2 事業アセスメント手続（環境影響評価準備書）

令和 6 年 11 月 7 日	<u>環境影響評価準備書</u> の提出
11 月 13 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
11 月 23 日	事業者による環境影響評価準備書説明会開催
12 月 12 日	縦覧終了
12 月 17 日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
令和 7 年 1 月 26 日	公聴会の開催
令和 7 年 1 月～ *	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申） ※ 審議体制（案）については <u>資料 2 - 2</u>
* 以降	・ 答申を基に<u>市長意見</u>を作成し、事業者へ通知 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境保全創造課窓口）